

各部等の長

各行政委員会の事務局長 様

経営企画部長

令和 7 年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

本年 6 月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針 2024」によると、国は、経済はデフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えているとし、賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図り、あわせて社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現に向け、DX・GXなどの分野における、官民連携による投資を喚起することで「成長と分配の好循環」につなげ、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させ、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を目指すとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和 5 年度決算における本市の財政状況は、事業費確定に伴う令和 4 年度収入済の国・県支出金の返還額の増加、翌年度繰越事業の増加、財政調整基金の取崩し等により、実質単年度収支はマイナス 11 億 1,015 万 7 千円となり、平成 29 年度以来、6 年振りの赤字となった。また、経常収支比率は扶助費の増加により 90.5%と令和 4 年度と比較し 1.6 ポイント上昇した。

歳入においては、自主財源のうち、市税収入が増加しているものの、増加率が大きいのは基金繰入金や前年度繰越金となっており、安定的な自主財源の確保に努めていく必要がある。

一方で歳出においては、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加、庁舎等公共施設の老朽化対策、ゼロカーボンの推進、ごみ処理施設整備の早期実現等、財政状況に影響を与える多様な課題に直面している。

3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和7年度の予算編成に当たっては、四街道市総合計画基本構想に定める新たなまちづくりの方向性『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -』の実現を目指し、「総合計画第1期基本計画（令和6年度～令和10年度）」に掲げた計画事業に重点的に予算を配分し、事業の目標達成に向けて着実に推進するとともに、国が示す、地域ごとの特性や成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成に向け、人への投資、DX・GXの推進や地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組んでいく。

また「第9次行財政改革推進計画」に掲げた項目を着実に実施し、多様化する市民ニーズに対応するため、事業の効率的・効果的推進と、持続可能な財政基盤構築の両立に向けて取り組むものとする。

限られた財源を有効に活用するため、事業費については目的に対する効果を検証し、効果が乏しい事業については存廃を含めた抜本的な見直しを行い、事業の予算化に当たっては実施手法を精査し、他自治体との比較を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、効率化と経費の削減に努めること。

以上を令和7年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

1 基本的事項

- (1) 令和7年度当初予算は全ての財政需要を計上する通年予算として編成することから、歳入、歳出ともに年度途中において安易に補正措置を講ずることのないよう漏れなく計上すること。
- (2) 職員は、厳しい財政状況を認識し、限られた財源を効果的に必要な事業に重点配分するため、事業に優先順位を付け、必要性和緊急性の高い事業であり、かつ費用対効果の高い事業を優先的に実施すること。

- (3) 市内の公共施設は「公共施設再配置計画」に従い、老朽化等による修繕や大規模改修等の更新を実施し、更新の際には、脱炭素化を推進する取組みについて検討すること。また「公共施設等総合管理計画」において、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえ、市有地や既存施設等のストックを活用し、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。
- (4) GXによる脱炭素化の推進、DXによる市民サービスの向上・業務の効率化、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化等の、国が重点分野として推進する事業については、国の概算要求や地方財政対策の動向に注視し、財源の確保に努め、迅速かつ的確に予算化すること。
- (5) 経常経費のうち、通常一般経費を対象に、各課等へ要求上限額を通知するので、各所属長において上限額を超えないように調整すること。
- (6) 各部等は、経常経費の調整結果を取りまとめ、経常経費縮減を図るための見直しに取り組むこと。また、政策経費の要求に当たっては、各部等において経常経費を含めた部全体の予算要求額を考慮し、部内の政策経費を精査し、事業に優先順位を付けて調整した上で、各課等において要求すること。
- (7) 職員の創意工夫に基づいた、新たな歳出の削減策を対象にした、インセンティブ予算制度を試行的に導入するので、予算編成から予算執行に至るまで、全庁を挙げて収支改善に努めること。また、総合計画第1期基本計画に掲げていない事業を予算化する際は、インセンティブ予算制度を活用すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 歳入全般については、収納率の向上に努め、受益者負担の適正化を踏まえた使用料及び手数料等の見直しによる増収に向けた取組みや、市有財産の活用、各種団体が行っている助成制度の活用、官民連携の推進等による新たな税外収入の確保を図ること。
- (2) 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、収入未済については徴収努力を講じ、収納率の向上と収入確保を図ること。

- (3) 使用料及び手数料、分担金及び負担金については、市民負担の公平性を確保するとともに、他自治体や類似施設の料金と著しく乖離している場合は、負担割合の見直しも含めて検討し、受益者負担の適正化を図ること。
- (4) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の新設や変更に的確に対応し、確実に財源の確保に努めること。また、要求に当たっては、補助対象、補助率、補助単価を適正に計上し、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (5) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付等有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。
- (6) 市債については、後年度の義務的経費の増加による財政の負担を考慮し、市債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。予算の要求に当たっては、交付税措置のある市債を活用することとし、「公共施設等適正管理推進事業債」のように、計画策定が起債の条件となるものについては、必要な手続きを確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 経常経費については、令和6年度予算額以下の要求を原則とし、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、既存事業であっても事業の効果、必要性、効率性を検証して見直しを行うとともに、改善内容を予算に反映させて経費の縮減に努めること。特に費用対効果の乏しい事業、民間で実施可能な事業、事業開始から長期間見直しをしていない事業、他自治体より費用負担の大きい事業については、事業の存廃を含めた抜本的な見直しを行い行政の効率化を図ること。
- (2) 政策経費については、事業の目的や効果を明確にし、行政ニーズ、費用対効果、執行計画、将来の見通し、後年度の費用負担について明らかにした上で要求すること。また、新規・拡充事業については、インセンティブ予算制度の活用を始めとする、予算編成から予算執行に至るまでの歳入・歳出全般の収支改善の効果により財源を捻出すること。

- (3) 会計年度任用職員については、令和6年度予算の勤務内容、勤務時間を上限とすることを基本とし、会計年度任用職員を要する事務・事業の課題を抽出し、事業の見直しを検討した上で、必要最小限の額を正確に積算して要求すること。
- (4) 扶助費等については、対象人数、単価、伸び率を精査して要求すること。国・県の補助事業については、制度改正の動向を注視し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。市の単独事業については、制度の必要性や他自治体の実施状況等から合理性を判断し、必要に応じて自己負担額や給付水準の見直し、廃止等の制度改正を検討すること。また、国・県の補助事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- (5) 扶助費等については、終期を迎える補助金等の見直しに基づいた要求とすること。廃止・減額等について要検討とされたものは、事業の効果を検証して見直しを行い、要求額の抑制に努めること。なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。

4 その他の事項

- (1) 特別会計においても以上の方針に準じて予算編成を行うものとする。
- (2) 特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくことを原則とする。